

3 履修要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は学則第 22 条、第 23 条、第 24 条を受け規定された細則第 10 条に基づき成績評価、単位の認定、科目の指定先修条件等、履修に関する事項を定める。

(定義)

第 2 条 単位の考え方（計算方法）は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習は、本大学が別に定める 15 時間から 30 時間までの範囲の授業時間をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習（臨地実習を含む）及び実技は、本大学が別に定める 30 時間から 45 時間までの範囲での授業時間をもって 1 単位とする。
- (3) 本大学での 1 回の授業は 90 分間とし、これを単位における 2 時間とする。

(出席日数)

第 3 条 出席の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 出席は、学科目においては当該科目担当講師が、実習科目においては実習担当者が確認する。
- (2) 学科目の遅刻、早退、中断は 15 分以内とし、これを超える場合は授業時間（90 分）の欠課とする。
- (3) 学科目における同一科目の遅刻、早退、中断は 3 回をもって 1 回の欠課とする。
- (4) 実習科目における同一科目の遅刻、早退、中断は実時間数を計上する。
- (5) 学校保健安全法に定める感染症に罹患、若しくは、罹患のおそれがあると判断する場合は、その理由を明確にしたうえで、学校長が出席停止を命じる。

(出席停止時の取り扱い)

第 4 条 出席停止時の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 出席停止を命じられた者は、通知した期間に所定の手続き（代替授業申請書「様式 6-1」の提出）をすることにより代替授業を受けることができる。
- (2) 代替授業は当該科目担当講師が学習内容を補う。
- (3) 実習期間中に出席停止を命じられた場合は、当該実習週数のなかで代替実習日を指定する。当該実習週数の範囲で設定困難な場合、あるいは設定してもなおかつ時間数が不足する場合は、すでに設定している授業日外で、学習効果を勘案し、適切な時期に指定する。
- (4) 大学が学級閉鎖を行った場合は代替授業日を設定する。

(履修の手続き等)

第 5 条 科目の履修は、年度毎に定められた期間に履修申請（履修届の提出）しなければならない。

2. 看護保健学科にあっては学則第 8 条別表 1、看護学科にあっては同条別表 2 に定める科目について、当該年次の配当科目および未認定科目から履修する科目を申請しなければならない。
3. 履修申請しなかった科目については、授業を受けることはできない。
4. 履修申請した科目のうち、やむを得ない理由がある場合は履修を辞退することができる。

(指定先修科目)

第 6 条 学則第 24 条及び細則 10 条に基づき、看護保健学科にあつては学則第 24 条別表 1、看護学科にあつては同条別表 2 に掲げる実習科目については、学習の順序性にこだわり、指定先修科目を定める。

2. 指定先修科目が指定されている実習科目を履修する場合、指定先修科目の単位を修得していることを必須条件とする。

(単位の修得)

第 7 条 単位の修得には、次の各号の条件を満たすこと。

- (1) 第 5 条に定める履修申請をすること。
- (2) 履修申請をした科目を履修し、予習・復習時間を含めた学修及び当該科目の所定時間数の 3 分の 2 以上の出席をもって成績評価を受け、合格評価を得ること。

(単位の認定)

第 8 条 単位の認定は、単位認定会議において単位の修得状況を確認し、学校長が認定する。

2. 大学、短期大学、高等専門学校及び資格にかかる養成所において単位を修得した者の単位の認定（単位互換における単位認定）については、別に定める。

(単位互換における単位の認定、聴講)

第 9 条 単位互換における単位の認定および聴講は次のとおりとする。

- (1) 次の者について、本人からの申請に基づくものとする。なお、手続きに必要な申請書類は入学時の指定された時期に提出すること。

イ 大学、短期大学、高等専門学校において単位を修得した者

ロ 保健師、助産師、看護師、の養成所において単位を修得した者

ハ 歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士の養成所において単位を修得した者

ニ 社会福祉士、介護福祉士養成所において単位を修得した者

ただし、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条第 1 号の規定に該当する者で、大学校に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める「基礎分野」又は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 もしくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき、保健師助産師看護師養成書指定規則別表 3 に定める「基礎分野」に限り、大学校の履修に替えることができる。

- (2) 申請書類を確認し、既修の学習内容が大学校の教育内容に相当すると学校長が認めた場合は、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、大学校の履修に替え、単位の認定を受けることができる。
- (3) 単位の認定が認められた場合、「単位認定証」が交付され、その科目の履修は免除される。
- (4) 単位互換が認められた科目の聴講を希望する場合は、指定された期日までに聴講願を提出す

ることにより認める。

(成績評価)

第10条 成績の評価は、当該科目の所定時間数の3分の2以上の出席をした者が受けることができる。

2. 成績評価は、秀・優・良・可・不可の5種の評語でもって表し、秀・優・良・可を合格とする。
3. 学科成績は、100点～90点を秀、89点～80点を優、79点～70点を良、69点～60点を可、60点未満を不可とする。なお、再試験の成績は60点以上をもって合格とし、可とする。
4. 実習成績は、90点以上を秀（とても優れてできる）、89点～80点以上を優（優れてできる）、79点～70点以上を良（できる）、69点～60点以上を可（不十分さを残すができる）、60点未満を不可（できない）とする。なお、再実習の成績は「可」以上をもって合格とし、可とする。

ただし、実習によっては上記表記と異なり、合（合格）又は否（不合格）と表記とする科目がある。

(GPAによる評価方法)

第11条 本大学校では、評点、成績表示を基にしたGP（grade point）からGPA（grade point average）を求める方法により当該年度の評価を行い、学年の順位を決める。

(1) GPAの対象授業科目

全ての授業科目をGPAの対象とする。

ただし、次に掲げる科目は適用除外科目とし、GPを付加しない。

- イ 合格・不合格の成績評価の授業科目
- ロ 単位互換等で修得認定した授業科目
- ハ 履修辞退の手続きをした科目

(2) 成績表示と付加するGP

成績評価は、評点を100点満点とし、取得した点数により秀・優・良・可・不可の成績表示を行う。また、付加するGP、合否判定は次表のとおりとする。

評点(点数)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下	時間数不足 評価不能
成績表示	秀	優	良	可	不可	
GP	4	3	2	1	0	0
合否	合格	合格	合格	合格	不合格	不合格

(3) GPAの算出方法

GPAは、GPA対象授業科目のうち、履修登録申請した科目（再履修科目を含む）について、それぞれの単位数にGPをかけ、その合計ポイントをそれぞれの単位数の総和で割ったものとする（小数点第3位を四捨五入）。

(試験)

第12条 試験の区分は、学科試験、追試験、再試験とする。

2. 学科試験については、以下のとおりとする。

- (1) 学科試験の時期（詳細は学習の手引き「学年歴」参照）
 - イ 前期試験 6月～7月、9月
 - ロ 後期試験 12月、1月、3月
 - ハ その他 必要と認めたとき
- (2) 学科試験の方法は、筆記試験、レポート、論文、技術試験、発表（プレゼンテーション）、口述などにより行い、詳細は「学習の手引き」に記載する。
- (3) 学科試験の受験資格は、当該科目の3分の2以上を出席した者に与える。
- (4) 学科試験開始時刻から15分を超えて遅刻した者は試験を受けることができない。また、試験開始後30分から試験終了5分前までは退出することができるが、一旦退出した場合は再入場できない。
- (5) 出席停止（登校禁止）及び災害等により学科試験が受けられなかった者は、追試験を受験することができる。
- (6) 学科試験の評価に関すること
 - イ 学科試験の評価は科目担当講師が、1単位を複数の講師が担当する場合は成績を合算して評価を行い、それらの評価に基づき学校長が単位を認定する。
 - ロ 講義授業時間内に成績評価に関する試験が実施された場合であっても、当該科目の所定時間数が3分の2に満たなかった者は評価の対象としない。
 - ハ 学科試験を受験しなかった場合、学科試験は0点とする。
 - ニ 学科試験の受験者が特定できない場合、学科試験は0点とする。
- (7) 学科試験が60点未満の者は、所定の手続きを行うことにより、再試験を受験することを認める。
- (8) 試験において不正行為があったときは、その科目は評価不能、その試験期間中の科目は0点とし、学則第29条（懲戒）を適用する。試験期間とは、前期試験①、前期試験②、後期試験①、後期試験②の期間をいう。
- (9) 学科試験終了後、問題用紙等は全て回収する。
- (10) 採点結果については成績のみを通知し、解答用紙等の返却は行わない。

3. 追試験は次のとおりとする。

- (1) 追試験を受験する者は通知した期間に所定の手続き（追試験受験願「様式6-2」の提出）をもって受験することができる。
- (2) 追試験は、受験料を免除する。
- (3) 追試験の結果が60点未満の者にあつては、再試験を受験することができる。

4. 再試験は次のとおりとする。

- (1) 学科試験、追試験で不合格となった学生は、所定の手続きを行うことにより、再試験を受験することができる。
- (2) 再試験を希望する者は、通知した期間（7日以内）に所定の手続き（再試験受験願「様式7」の提出、受験料の支払い）をしなければならない。
- (3) 再試験料は1科目につき3,000円とする。

- (4) 再試験は60点以上を合格とする。
- (5) 60点に達しない者は、次年度に再履修する。

(実習評価)

第13条 実習評価の詳細は「実習要項」に記載する。

2. 再実習は次のとおりとする。

- (1) 実習成績が不可となった者は、通知した期間に所定の手続き（再実習願「様式8」の提出）をもって再実習を受けることができる。
- (2) 再実習は、内容到達の不足を補うものであり、その方法（内容・日程を含む）については、別段の会議を経て決定する。また、すでに設定している授業日外で、実習施設の調整を行い、年度内に調整が可能となった場合のみ設定される。
- (3) 再実習料は1日につき1,500円とする。
- (4) 再実習は可（不十分さを残すができる）以上を合格とし、可に達しない者は、次年度以降に再履修しなければならない。

(再履修)

第14条 単位が認定されなかった科目は、次年度以降に所定の手続き（履修申請）を行い再履修する。ただし、最終学年において、年度内に単位修得が見込める者はこの限りではない。

(災害時等の対応)

第15条 災害等発生時対応要領第2条に定義する災害等の事象が発生した場合の対応は、当該要領が定める他、次のとおり取り扱う。

- (1) 大学校が「授業（学内実習・臨地実習含む）の休講」、「学科試験の延期」をした場合、別日に授業（学内実習・臨地実習含む）、学科試験の設定を行う。
 - (2) 学生が居住する地域（大学校に届出している住所）の気象予報、避難指示（緊急）のため欠席、遅刻をした場合、原則、授業（臨地実習含む）の代替設定は行わない。ただし、「学科試験」を欠席した場合は、追試験を受験することができる。
2. 公共交通機関の全運休又は遅延の対応については、次のとおり取り扱う。
- (1) 自宅（大学校に届出している住所）から大学校の通学区間（通学証明書に記載された区間）において、交通機関の全運休又は遅延により欠席又は遅刻した場合、代替の授業（臨地実習含む）は行わない。
 - (2) 学科試験については、大学校到着時刻から、公共交通機関が発行する遅延証明書にて証明されている遅延時間を差し引いた時間が、試験開始時刻の遅刻可能時間内の15分以内であれば、追試験を受験することができる。原則、試験開始15分以内に到着した場合は、本試験を受験すること。
 - (3) 前号において、公共交通機関の全運休又は遅延の状況により大学校に到着できない場合、大学校に連絡し指示を受けるとともに、公共交通機関が発行する遅延証明書を取得し、大学校に遅滞なく提出しなければならない。

学則第 24 条別表 1 看護学科 第 40 期入学生より

実習科目	配当時期	指定先修科目
地域・在宅看護論実習Ⅰ	3 年次前期	基礎看護学実習
地域・在宅看護論実習Ⅱ 健康状態別実習Ⅰ 健康状態別実習Ⅱ 手術室実習 ICU 実習 小児看護学実習Ⅱ 母性看護学実習 精神看護学実習 統合実習	3 年次後期～ 4 年次前期 4 年次全期	基礎看護学実習 看護過程実習

学則第 24 条別表 1 看護学科 第 39 期入学生以前

実習科目	配当時期	指定先修科目
看護過程実習 成人看護学Ⅰ実習 小児看護学Ⅰ実習 老年看護学実習	2 年次前期 2 年次後期 2 年次全期 3 年次前期	基礎看護学実習
健康状態別実習 手術室・ICU 実習 成人看護学Ⅱ実習 精神看護学実習 小児看護学Ⅱ実習 母性看護学実習 在宅看護論実習 統合実習	3 年次後期～ 4 年次前期 4 年次後期	基礎看護学実習 看護過程実習

附 則 この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(学則変更に伴う改訂)

学則第 24 条別表 2 看護保健学科 第 40 期入学生より

実習科目	配当時期	指定先修科目
基礎看護学Ⅱ実習 老年看護学実習	2 年次前期 3 年次前期	基礎看護学Ⅰ実習 地域・在宅看護論Ⅰ実習
地域・在宅看護論Ⅱ実習 健康回復支援看護実習 周手術期看護実習 精神看護学実習 小児看護学Ⅱ実習 母性看護学実習	3 年次前期～ 4 年次前期	基礎看護学Ⅱ実習
統合実習 公衆衛生看護学Ⅰ実習 公衆衛生看護学Ⅱ実習 公衆衛生看護学Ⅲ実習	4 年次前期 4 年次全期 4 年次全期 4 年次全期	

学則第 24 条 別表 2 看護保健学科 第 39 期入学生以前

実習科目	配当時期	指定先修科目
基礎看護学Ⅱ実習 小児看護学Ⅰ実習 成人看護学Ⅰ実習 老年看護学Ⅰ実習	2 年次前期 2 年次前期 2 年次後期 3 年次前期	基礎看護学Ⅰ—1)・2) 実習
老年看護学Ⅱ実習 成人看護学Ⅱ実習 成人看護学Ⅲ実習 精神看護学実習 小児看護学Ⅱ実習 母性看護学実習 在宅看護論実習 統合実習 公衆衛生看護学Ⅰ—1)・2) 実習 公衆衛生看護学Ⅱ実習	3 年次前期～ 4 年次全期	基礎看護学Ⅰ—1)・2) 実習 基礎看護学Ⅱ実習